

07. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	07-2
II	分析項目ごとの水準の判断	07-3
	分析項目 I 教育の実施体制	07-3
	分析項目 II 教育内容	07-5
	分析項目 III 教育方法	07-7
	分析項目 IV 学業の成果	07-11
	分析項目 V 進路・就職の状況	07-13
III	質の向上度の判断	07-16

I 法学部の教育目的と特徴

本学部の教育目的、組織構成、教育上の特徴について以下に述べる。

(教育目的)

- 1 本学部では、広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養と法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材、および、急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有した人材を養成する、という教育目的を掲げている。
- 2 この目的を達成するため、現行の中期目標では、「幅広く深い教養，専門的・国際的素養と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」ことを定めている。
- 3 上記のような人材を養成するために、本学部では学生の多様な進路目標に応じた法学・政治学教育を提供すること、少人数教育を充実させること、国際性を高めるための十分な機会を提供すること等に重点をおいた教育課程を編成している。

(組織構成)

これらの目的を実現するため、本学部は、法律学科により構成されている。

(教育上の特徴)

- 1 本学部では、3つのコース（法律コース、企業・行政コース、政治・国際コース）を設け、各コースで履修すべき科目も、それぞれの進路志望に応じて必要十分なものとなるように配慮している。また、3年次にコースを選択するまでの、1年次及び2年次の段階において、法学・政治学の各分野の基礎的な演習・講義を幅広く提供し、学生の適性発見の手助けをしている。
- 2 本学部では、比較的多人数を対象とした講義形式の授業を内容に工夫を凝らし開講しているほか、その発展・補充等を目的とした少人数の演習形式の授業を充実させている。
- 3 実践的な語学力を習得させるために、少人数による外国書購読を充実させ、これを選択必修として学生による積極的な履修を奨励している。
- 4 広範な海外の大学と学生交換協定を締結し、さらに単位の互換性を保証することで、学生に国際交流の機会を積極的に持たせるように工夫している。
- 5 日本におけるEUに関する研究教育の拠点であるEUIJ関西（EU Institute in Japan, Kansai）の幹事校としてのメリットを活かし、そこで展開されるカリキュラムを本学部学生に積極的に履修させると共に、所定の科目を履修し、EU研究論文を提出することにより、EUIJ関西が発行するUndergraduate Certificate in European Union Studies（EU研究修了証）を取得できるようにしている。
- 6 法学部では、平成18年度から複数の新聞社の寄付・協力を得て「ジャーナリズム・プログラム」を運営しており、「国際ジャーナリズム」や「国際報道」等の特別講義を開講し、将来のキャリア選択の幅を広げられるようにしている。

[想定する関係者とその期待]

本学部は、受験生・在学生及びその家族、卒業生及びその雇用者、並びに地域の高校等に関係者として想定しており、これらの関係者からの「幅広く深い教養、専門的・国際的素養と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成」という期待に応えるべく、教育を実施している。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本学部では、「広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養と法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材、および、急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有した人材を養成する」という教育目的を達成するため、法律学科を設けている。

教員の配置状況については《資料1》のとおりである。専任教員一人あたりの学生収容定員は約12名と適切な規模となっていることから、質的、量的に必要な教員が確保されているといえる。

学生定員と現員の状況については、入学者数はほぼ定員数に一致する状況が続いており、入学定員を大幅に超えたり、下回る事態は生じていない《資料2》。

《資料1：教員の配置状況》

学部	学科・課程	収容定員	専任教員数（現員）										設置基準上の必要数	助手		非常勤教員数		備考	
			教授		准教授		講師		助教		計			男	女	男	女		
			男	女	男	女	男	女	男	女	計：男	計：女							総計
法	法律学科	760	44	2	12	3	0	0	0	0	56	5	61	1	3	16	4		

《資料2：学生定員と現員の状況》

	定員	入学試験を経て入学した学生数	第三年次編入学生数	私費外国人学生数	国費外国人学生数	計
平成16年度	200	182人	21人	1人	1人	205人
平成17年度	200	189人	23人	1人	1人	204人
平成18年度	200	183人	20人	2人	1人	206人
平成19年度	200	191人	23人	5人	4人	223人

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本学部に評価 FD 委員会を設置し、自己点検・評価、教育改善、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の業務を担っている。

学部における FD 事業の主な内容としては、下記のとおりである。

- ① ファカルティレポートを2年毎（1号から5号までは3年毎に行われた）に編集・刊行し、本学部の教育・研究体制を包括的に点検評価した結果を公表している。
- ② 教員による授業の相互参観を、毎学期、2週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を評価委員会（法学部）宛てに提出するものとし、その被参観教員への開示も行っている《別添資料1：授業参観》。
- ③ 少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、毎学期1度、受講者による授業アンケートを評価委員会が実施しており、その結果は教員に公開されている。

授業評価アンケートについては、平成20年度発刊予定のファカルティレポート7号において、アンケート結果に対する教員側の対応やコメントについて、各教員に記載を求めることを予定している《別添資料2：授業アンケート》。

こうした活動は個々の科目の講義内容に反映されることはもちろん、カリキュラム構成や授業方法等の改善にも役立っている。特に、法科大学院の設置に伴い、法学部のカリキュラムに対して、平成16年度以降、大幅な改革を実施した。その主眼は少人数教育の徹底とともに、多様な学生ニーズに応えるべく、段階的・螺旋的なカリキュラムを構成するものであったが、授業アンケート等の結果からは、一部の学部学生は基本的法律科目に対して消化不良に陥っていること、通年ゼミナールの減少に伴い、教員との距離感がやや広がってしまっていること等の結論を得た。そこで、評価委員会のみならず、学部教務委員会や教学関係専門委員会及び同WGが中心となり、より学生の満足度を向上すべく、新カリキュラムを策定した。この新カリキュラムは、平成19年度より、漸次、実施されることになっている《別添資料3：教学関係専門委員会資料》、（「Ⅲ質の向上度の判断」事例1 参照）。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準を上回る

(判断理由)

教員組織は、教育目的を達成する上で質的、量的に十分な教員が確保され、適切な配置がなされている。また、学生定員と現員についても適切な状況である。FDについては、学生や教職員のニーズを的確に把握した上で、必要なテーマを選定し、時宜を得た教育課程、教育内容の見直しの改善を継続的に行ってきたことから、本学部の教育の実施体制は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

教育課程は『全学共通授業科目』及び『専門科目』で構成されている。『全学共通授業科目』は教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学で構成され、多様な授業科目を開講している。また、専門科目を理解し修得するための基礎となる科目として共通専門基礎科目を開講し、専門教育への円滑な移行を図っている《別添資料4：「履修体系の概念図」》。

専門科目は、4年間の専門科目一貫教育という見地から分野や授業内容を考慮して1年次から4年次まで学年配当が定められている。1年次には専門科目を修得するための高等学校の教育からの転換教育を目指した科目、ついで専門各分野での基本的な知識・考え方を修得するための講義科目、さらに平成16年度より、講義科目の次に少人数演習専門科目を配置することにより段階的な専門教育の実現を目指している。（「Ⅲ質の向上度の判断」事例1 参照）

専門科目の履修について法律コース、企業・行政コース、政治・国際コースの3つの履修コース制が採られており、学生は、3年次前期にいずれの履修コースに所属するかを選択することになる。履修コースそれぞれにつき一定の分野からどれだけの単位数を修得すべきかが定められており、緩やかな選択必修制となっている。ただし、履修コースの変更は学期ごとに可能である。

全体として、授業科目は学年に応じて入門科目から専門科目へ、さらに大人数専門講義科目から少人数演習へと配置されている。3コースの設置により法学士の学位を授与するに適切な、そして出口を意識して体系的に編成されている《別添資料5：平成19年度シラバス（抄）》。

専門科目の内容についての主要な例示は下記のとおりである《資料3》。

《資料3：専門授業科目群例示》

基本法律科目	憲法・民法・刑法・商法・行政法・刑事訴訟法・民事訴訟法という基本的な法分野について学ぶ。
基礎法科目	法の歴史や思想、外国の法等について学ぶ。
法社会学科目	法現象を社会的に分析することを学ぶ。
国際法科目	国家間の法的関係、国際紛争や国際機構に関する法等について学ぶ。
政治・国際関係論科目	日本や外国の政治および国際関係について、理論・歴史・比較・実証等のさまざまな視点から学ぶ。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

法学部では、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮した取組を、以下のとおり実施している。

他学部の授業科目の履修：他学部の授業科目の履修については、専門科目に必要な卒業単位として、他学部の一定の専門科目、とりわけ経済学部・経営学部の専門科目の単位を20単位まで算入することができる《別添資料6：法学部規則7条3項》。

他大学との単位互換及び留学機会の拡大：本学部学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の授業科目を履修することができ、これにより修得した単位数は、教授会の議を経て、60単位を限度として、卒業要件単位数に参入することができる《別添資料7：法学部規則10条2項》。

海外の他大学との単位互換については、本学部と国際協定を結んでいる海外の大学（シドニー大学、リオデジャネイロ州立大学法学部、成均館大学校法科大学、全南大学）において履修した授業科目の単位を認定しているほか、EUIJ 関西提携の大阪大学、関西学院大学における学部レベルの関連授業科目の履修を認め、単位認定を行なっている。

なお、海外の大学との単位互換については、ここ4年間は《資料4》に示すとおりであり、他学部科目については《別添資料8：他学部科目の履修状況》のとおりであり、相当に積極的になされている。以上のとおり、法学部では、各種制度を設け、他の専門分野の学習、国際交流の機会の増大に努めている。

教育目的と直結した科目の展開：平成16年度以降、専門知識の定着を目指した少数人数専門科目や、国際的な人材育成に資するジャーナリズム・プログラムやEUIJ科目を展開することにより本学部の目的として掲げた事項に直結した教育の充実を図っている《別添資料9：履修年次配当表》。（「Ⅲ質の向上度の判断」事例2参照）

《資料4：海外提携校との単位互換制度の利用状況》

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣
シドニー大学	0	1(20)	1(10)	0	0	0	1(16) *	0
リオデジャネイロ 州立大学	0	0	1(6)	0	1(12)	0	1(7) *	0
成均館大学	0	1(15)	1(34)	0	0	0	0	0
全南大学	0	0	1(10)	0	1(10)	0	1(8)	0

()内の数字は、受入・派遣それぞれにつき、修得・認定単位数を表す。

*は、修得見込単位数であることを示す。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

法学・政治学全般に対する広い視野を養った後に、より高度な専門知識を身につけていくという教育課程編成の方針に基づき、体系的な教育課程を編成しており、法学・政治学領域の多様性に鑑み、幅広い内容の科目を提供している。また、他学部授業科目の履修や、他大学との単位互換、ジャーナリズム・プログラム科目等の新設等、学生や社会からのニーズに配慮した教育課程の編成となっていることから、本学部の教育内容は、期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

授業形態は、主として講義、演習からなり、平成19年度開講数ベース（特別講義は除く）で、講義科目49科目、演習系科目が49科目開講されていた《別添資料9：履修年次配当表》。

本学部では、平成16年度から、1年次の前期に高等学校までの教育内容から法学専門教育を受けるための転換教育の1つの手法として、少人数教育の一環としての法政基礎演習を、さらに後期では1年次演習をそれぞれ開講することで、学生には普通教育から高等専門教育過程としての法学専門教育への移行をスムーズに行えるようにした。（なお、平成19年度からは法政基礎演習を廃止し、一年次演習（前期配当）に一本化した）

また、専門の講義科目として、1年次前期には4つの法学・政治学の専門分野に応じた入門科目を開講することで、それぞれの分野の基本的な知識・考え方を学生に修得させるように科目展開している。なお、一年次向けの大教室講義に際しては、平成7年度より本学大学院法学研究科生によるティーチング・アシスタント制度を導入した。なお、ティーチング・アシスタント制度は、その後、他の専門科目の講義においても、導入を進めている《資料5》。

講義での学習を前提として、その知識の定着・発展のために充実した少人数教育を実施している。具体的には、2年次より民法基礎演習、社会分析基礎演習等を、3年次より刑事法基礎演習・応用演習や比較政治応用研究等の法学・政治学の基礎的応用的演習を配置すると同時に、既成のいわゆるゼミである各専門科目の3・4年次演習を展開している。また、少人数教育科目については、基礎演習・応用演習には定員を設けると共に、3・4年次演習でも24名以下に抑えられており、教育効果を上げやすいレベルにとどまっている《資料6》。

講義室にオーディオ・ビジュアル機器を設置し、学生の講義理解の助けになるようその積極的利用を図ってきている。講義・演習用の教室には、オーディオ・ビジュアル機器が各部屋に十分に配置されており《資料7》、必要な供用がなされると共に、授業アンケートを見ても、オーディオ・ビジュアル機器の利用等に関する項目（「メディア」）は学生から問題のない評価を得ている（平均値は3.5～3.6で推移《別添資料2：授業アンケート》）。

本学部は教育課程の編成の趣旨に沿って、教育目標と概要を明示する目的で、学士課程における授業科目のシラバスを作成している。シラバスは冊子体で配布しているほか、ウェブ上でも公開している（但し平成20年度よりウェブに一本化された）《別添資料5：平成19年度シラバス（抄）》。

《資料5：TA採用実績》

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
TA(ティーチング・アシスタント)	23	19	21	17

《資料6：平成19年度前期 少人数科目履修者数》

演習名	教員名	履修者数
刑事法基礎演習Ⅰ	橋爪	26
民法基礎演習Ⅱ	山本顕	13
商法基礎演習	近藤	13
憲法基礎演習	井上	40
民法応用演習	窪田	9

憲法第一演習	浅野	24
行政法第一演習	角松	6
日本法史演習	藤原	6
民法演習	磯村	23
国際私法演習	中野	3
政治過程論演習	品田	21
商法演習	志谷	21
国際法演習	坂元	24
法社会学演習	櫻村	23
国際関係論第一演習	月村	14
政治学演習	飯田	6

《資料7：法学部主要教室設備一覧》

法学部主要教室設備一覧						
	プロジェクタ	スクリーン	ビデオ	DVD	個別電源 コンセント	LAN
【第2学舎】						
161 教室	○	○	○	○	○	○
162 教室	○	○	×	×	○	○
163 教室	○	○	○	○	○	○
263 教室	○	○	○	○	○	○
120 教室	○	○	○	×	×	○
101 教室	○※	○	×	×	×	○
102 教室	○※	○	×	×	×	○
104 教室	○※	○	×	×	×	○
106 教室	○※	○	×	×	×	○
【アカデミア館】						
504 教室	○	○	○	○	○	○
【フロンティア館】						
303 教室	×	×	×	×	×	○
304 教室	○※	○	×	×	×	○
403 教室	○※	○	×	×	×	○
404 教室	○※	○	×	×	×	○
405 教室	○※	○	×	×	×	○
406 教室	○※	○	×	×	×	○

※は携帯用プロジェクタ

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

授業に係わる自主学習を促すために、シラバスでは、科目ごとに授業内容だけでなく、参考文献、履修の前提条件（必要な予備知識、前もっての履修が望ましい科目）、学習の継続に適切な科目などを掲げている《別添資料5：平成19年度シラバス（抄）》。

本学部においては、学習を進めるにあたって、適切な科目履修が行われることを確保するため、新入生及び2年生の4月段階でガイダンスを行っている。留学生・編入生に

については、それぞれ入学時の4月段階でガイダンスを実施しているほか、とくに留学生支援を目的とするチューター制度《別添資料10：外国人留学生に対するチューター制度について》を設け、学習面のみならず生活面においても、大きな困難なく大学生活を送れるよう配慮している。留学生担当講師は、大学院留学生を主な対象とする相談窓口となっているが、学部留学生の相談にも適宜応じる態勢をとっている。その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係が共同して適宜対処することとしている。

環境面では、各教員がシラバスに連絡方法を明記し、授業科目に関する学生の質問・相談に応じる環境（オフィスアワー制度）《別添資料5：平成19年度シラバス（抄）》を整えるとともに、自主学習に必要な施設として社会科学系図書館（平日8:45～21:30、土・日10:00～18:00【但し、毎月第一日曜日は休館】）、法学研究科資料室（9:00～19:30）、六甲台電算機室（9:00～17:00）、国際協力研究科棟内の情報処理演習室（9:00～17:00）を整備し、自主学習用に開放している。

また、学生の学習意欲を高めるための取組として、毎年、卒業成績の首席者である1名に対して学部長による表彰（六甲台賞）を行っており、勉学意欲の向上を図っている。

その他、1年間に学生が履修科目として登録できる単位数の上限を46単位とするキャップ制を採用し、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するよう促している。《資料8》ただし、優秀な学生については、学習意欲を高めるために単位数の上限を超えて履修を認めている《資料9》。

《資料8：「神戸大学法学部規則第8条」》

神戸大学法学部規則（抜粋）

（履修科目の登録の上限）

- 第8条 教学規則第29条第1項の規程に基づく履修科目の登録の上限は、46単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に編入学又は転入学する者についての履修科目の登録の上限は、49単位とする。
- 3 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 4 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

《資料9：「成績優秀学生についての履修科目登録の上限の特例に関する細則」（抜粋）》

- 第2条 1年次及び2年次において、専門科目（専門基礎科目を除く。）を合計40単位以上修得し、その修得した単位数の3分の2以上が優である学生が、3年次及び4年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第1項にかかわらず、52単位とする。
- 第3条 本学部に編入学または転入学するものについては、3年次において、専門科目（専門基礎科目を除く。）を40単位以上修得し、その修得した単位数の3分の2以上が優である学生が、4年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、規則第8条第2項にかかわらず、56単位とする。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準を上回る

（判断理由）

授業構成は、学部の教育目的に合致したものになっており、TAによる指導の充実、科目展開を入門講義から専門講義へ、さらには専門科目の（段階に応じた多様な）少人数演習へと配置することによる履修の体系化、多様なメディアの利用など、教育効果向上

のための様々な活動を行っている。そして、それらはシラバス、ガイダンス等を通じて積極的に学生に周知されている。また、学生の主体的な学習を支援するための取組や環境整備も行っている。さらに、卒業成績首席者の表彰によって、学生の学習意欲を高める活動も積極的に行っている。これらのことから、本学部の教育方法は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

教育成果の指標として、単位修得率（受講生に占める単位修得者の割合）、成績評価の分布状況、退学者数及び卒業率を《別添資料 11：成績評価分布等》に示す。

平成 18 年度における卒業率は 90.0%となっている。単位修得率は 85.0%で、専門科目における成績評価の分布状況（秀・優・良・可・不可の割合）は、5.0%、15.0%、30.0%、35.0%、15.0%となっている。

休学者、最低在学年限超過学生の状況については、《資料 10》に示すとおりである。

《資料 10：最低在学年限超過学生数（編入学生を除く）》

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
昼間主コース	138	139	112	91
夜間主コース	42	61	36	28
計	180	200	148	119

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

在学生を対象とした平成 19 年度の授業アンケートでは、各授業の「評価＋」項目（「授業内容は知的興味をひくものだった」、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた」、「他の学生にこの授業を履修することを勧めたい」に関する平均値を示す項目：別添資料 2 表中の左下）の、全開講科目平均値は、5 段階評価で、平成 19 年度前期 3.93、同後期 4.19 という高い数値を示している《別添資料 2：授業アンケート結果》。

また、平成 18 年度後期・19 年度前期に実施した「WEB による全学共通授業評価アンケート」において、15 の質問項目中、特に「この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」、「総合的に判断して、この授業を 5 段階で評価してください。」という 2 つの質問項目に対して、5 つの選択肢（「1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない 4. どちらかといえばそう思わない 5. そう思わない」）から、回答例 1 と 2 の数値を足したものの数値は、《資料 11》のとおりであり、本学部は大変高い数値を得ていることが分かる。

さらに、平成 19 年度に実施した卒業予定者を対象としたアンケートにおいて、本学部の教育目的に掲げる「『広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養と法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材、および、急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有した人材を養成する』という本学部における教育は役立ったか」という質問について、67～88%の回答者から肯定的な回答（大変そう思う・そう思う）を得ていると共に、本学部の教育水準について満足している学生（大変満足している・満足している）は 84%となっている《別添資料 12：2007 年度法学部卒業生アンケート》。

《資料 11：H18 年度後期・19 年度前期 WEB による全学共通授業評価アンケート》

* %の数字は [回答例 1 + 2] の数値

	H18 年度後期		H19 年度前期	
	「この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」	「総合的に判断して、この授業を 5 段階で評価してください。」	「この授業を受けて当該分野への興味・関心が増しましたか。」	「総合的に判断して、この授業を 5 段階で評価してください。」
法学部 昼間主 コース	69.5%	75.1%	69.1%	77.6%
法学部 夜間主 コース	85.7%	100%	81.9%	72.8%

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

卒業者、退学者、在籍学生数等の推移から判断して、教育目的の沿った効果が着実にあがっているといえる。また、在学生、卒業生を対象としたアンケート結果においても、高い満足度が得られていることから、学業の成果は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

平成 18 年度の卒業生数(ただし、昼間主コースのみ)は 238 名であり、うち就職者は 133 名、大学院進学者は 14 名、法科大学院進学者は 29 名であった。したがって、就職率は 56%、法科大学院を含む大学院進学率は 18%となる。

就職先は多岐にわたるが、平成 12 年度以降の傾向として、官公庁、金融・保険、情報通信業に就職する学生が高い割合を占めており、本学部において培った資質や能力を活かすことができる業種が多い《別添資料 13：卒業生進路一覧》。進学先については、法科大学院制度が開設されて以降、法科大学院への進学者数が増加傾向にある。また、新司法試験制度の下で合格者枠が減少するカテゴリーでありながら、旧司法試験合格者数をコンスタントに出している《資料 12》。

《資料 12：法律専門職への進路・進学》

分類	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	進学(大学院)	15	4	11	5	18	9	14	14	8	9	6	10	4	10	4
進学 (法科大学院)	0	0	0	0	0	0	7	2	16	9	21	11	22	7	20	9
神戸大学からの 旧司法試験 合格者数	15 (994)*		13 (990)		20 (1183)		24 (1170)		33 (1483)		30 (1464)		10 (549)		3 (248)	

* ()内の数字は全体の合格者数。平成 18 年度からは、新司法試験の導入に伴い、平成 22 年度までに漸次減少することが発表されている。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

企業への意見聴取については、評価委員会において、教育改善方針検討の一助として、本学部卒業生の就職先企業等に対するアンケートを平成 18 年度に実施している。アンケートでは、卒業生の協調性・常識性、リーダーシップ、交渉能力、企画立案能力、問題発見能力・対応能力、語学能力、基礎的法律知識・法律感覚の計 7 項目が調査対象となっており、語学能力の項目を除き、「非常によい」と「よい」が 70%以上を占めている。特に、基礎的法律知識・法律感覚の項目は、「非常によい」と「よい」が 90%を超えている。これは、「幅広い法学・政治学的素養を備え、かつ高度な専門的要請に即応する人材を育成する」という法学部の人材育成における目標を十分に達成していると評価できるものである。語学能力についても、「非常によい」と「よい」は約 40%、「普通」

が約 55%であり、「法的・政治的な領域において国際的な貢献をなしうる人材を育成する」という法学部の人材育成における目標を達成していると思われる《資料 13》。

《資料 13：企業・官公庁向卒業生アンケート》

〔調査対象〕

企業		
発送数	169	
返信数	17	(回答不可の返事含む)
回答数	16	
自治体		
発送数	93	
返信数	33	(回答不可の返事含む)
回答数	19	
全体(合計)		
発送数	262	
返信数	50	(回答不可の返事含む)
回答数	35	

〔調査結果〕

	1 非常に よい	2よい	3普通	4悪い	5 非常に悪 い	無記入
協調性・常識性	32.89%	61.84%	5.26%	0.00%	0.00%	0.00%
リーダーシップ	15.13%	56.09%	25.66%	3.13%	0.00%	0.00%
交渉能力	20.39%	56.58%	23.03%	0.00%	0.00%	0.00%
企画立案能力	20.39%	50.33%	26.64%	2.63%	0.00%	0.00%
問題発見能力 対応能力	29.77%	50.33%	17.27%	2.63%	0.00%	0.00%
語学能力	8.39%	29.28%	56.58%	0.00%	0.00%	5.76%
基礎的法律知識 法律感覚	46.05%	45.56%	5.26%	0.00%	0.00%	3.13%

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

就職・進学の様子は良好であり、企業へのアンケート調査結果では企業からは卒業生の学力・資質を高く評価されていることから、本学部の進路・就職の様子は期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「学部教育改革とFD活動に伴うカリキュラムの修正」(分析項目Ⅰ及びⅡ) (質の向上があったと判断する取組)

本学部では、平成16年度に法科大学院設置に併せて、法学部のカリキュラムについても大幅な改革を行った。この改革は従来のように、いきなり大教室で法学・政治学の専門科目の体系的講義を聞かせる仕方で、それを科目数だけ積み上げるというのではなく、大講義を一部スリム化しつつ、少人数教育を積極的に活用し、年次進行に合わせた導入教育を行いながら、螺旋的に「重ね塗り」をしていくというものであった。前述のとおり専門科目の基礎演習・応用演習等が開講された。この少人数教育の充実自体については半数の学生から肯定的な評価を受けている《別添資料12：2007年度法学部卒業生アンケート》。また、授業アンケートによってもそれらの新規演習科目は、学生の評価が5段階評価で4.5を超える科目が(10科目中)7科目あり、高い肯定的評価を得ている《別添資料2：授業アンケート(平成19年度後期分)》。以上の意味で、学部教育の平成16年度改革は質の改善をもたらしたといえる。このことは分析項目Ⅱの教育内容における質の向上を示すものと思われる。

しかし、当該新カリキュラムを実施してから、評価FD委員会による学部学生授業アンケートや、各教員からの意見聴取を通して、一部学生が特に基本的な実定法科目において消化不良を起こしつつあり、また演習のうち3、4年次演習が減少したことにより、特にゼミ等を通じて、学生と教員がじっくりつきあい、学問形成に不可欠な人間関係を深めることができにくくなっているという意見も得られた。

そこで、教学関係専門委員会及び同WGが中心となり、議論を積み上げた結果《別添資料3：教学関係専門委員会資料》、平成19年9月19日の教授会において同カリキュラム案が報告、承認され、当該修正を行うに至った。ここでは基礎演習・応用演習を若干減少させ、3、4年次演習及び講義型授業を拡充する改正を行った。これにより、今後、平成16年度改革によって得られた少人数教育による利点を最大限活用しつつ、より質が高く、満足度を得られる教育が実現できるものと思われる。このように改革を実現後、迅速にそれに対する学生・教員の意見を汲み取り、その調整を行うシステムが機能している点は、分析項目Ⅰの教育改善への取り組み体制の観点における質の高さを示しているものと思われる。

②事例2「教育目的に直結した科目の展開」(分析項目Ⅱ) (質の向上があったと判断する取組)

本学部の教育目的と直結した授業・科目展開がなされた点も挙げられる。具体的には、専門科目少人数演習(基礎演習・応用演習)の開始は、法学政治学の専門知識の定着に資し、ジャーナリズム・プログラムの開始は問題解決能力の育成に資し、外国書講読の選択必修化、EUIJによるカリキュラム開始は国際的な人材育成に資するものである。

これらはいずれも平成16年度以降に実施された施策であり、本学部の教育目的に直結した教育を実践するものといえる。これらの科目につき、上記事例①記載のとおり少人数演習科目は授業アンケートにおいて高い評価を得ており、さらにジャーナリズム・プログラムにおける国際ジャーナリズムⅡは4.47、英文論説Ⅱは4.39、外国書講読は3.94と、これらも高い評価を得ており、社会や学生のニーズに合致し、教育内容を向上させた新設科目と評価できる《別添資料2：授業アンケート(平成19年度後期分)》。

以上のように、教育目的に掲げた事項と直結する科目を新たに開講し、授業アンケート等で高い評価を得ており、分析項目Ⅱの教育内容の点で質の向上があったものと思われる。

学部・研究科等の現況調査表（教育） 正誤表

神戸大学法学部

	頁数・行数等	誤	正
1	教育 07-7 11 行目	<u>高等専門教育過程としての法学専門教育</u>	<u>法学専門教育</u>